

## 随意契約理由書

- 1 案件名称  
次期 e L T A X 更改及び大阪市税務事務システムの機種更新に伴うデータ連携運用テスト業務委託
- 2 契約の相手方  
T I S 株式会社
- 3 履行期間  
契約日から令和元年 12 月 31 日
- 4 随意契約理由（選定理由）

本市税務事務においては、地方税ポータルシステム（以下「e L T A X」という。）を利用した電子申告システム等について、独自に構築・管理する「単独利用型」ではなく、A S P（認定委託先事業者によるサービス提供）を前提とした「共同利用型」を採用することとし、一般競争入札により業者を選定のうえ、平成 26 年 8 月より利用している。

本市においては電子申告等の処理件数等を考慮し、本市税務事務システムと A S P サービス提供業務委託先業者（以下、「委託先業者」という。）との間のデータ連携については、バッチ処理方式による連携を可能とするよう本市独自の機能要件を付加した仕様で調達しており、委託先業者である T I S 株式会社においてアプリケーション（以下、「連携 A P」という。）を開発している。

一方、令和元年度に実施する本市税務事務システムの機種更新に伴い、連携 A P の改修等が必要となるため、現在、委託先事業者において改修等作業を実施中であるが、別途、令和元年 9 月に e L T A X のシステム更改が行われる予定であるため、次期 e L T A X にて追加及び変更される仕様に基づき実施している。

今後、令和元年 4 月以降に地方税共同機構が次期 e L T A X に係るデータ連携等、各種試験を実施する予定であるが、本市税務事務システムにおいては令和元年度に機種更新を予定していることから、本市が提供を受ける A S P サービスを次期 e L T A X 更改後及び機種更新後においても維持するためには、新機種と委託先業者との間でのデータ連携に係る委託先業者側のサーバ環境構築作業や各種テスト等を実施する必要がある。

当該業務の実施にあたっては、現行の委託先業者側が構築するサーバに対して、連携 A P の設定変更やデータの送受信に係る設定作業等の環境整備を行う必要があるため、連携 A P の開発者であり、かつ、サーバを所有する T I S 株式会社以外に実施することができない。

以上のことから T I S 株式会社と随意契約を締結する。
- 5 根拠法令  
・地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号（G4：既に契約した業務と密接不可分の関係（既に契約した業務と一連となって機能を発揮する関係）にあり、同一業者以外の者に履行させた場合、責任の所在が不明確になるなど、著しい支障が生じるおそれがある業務）
- 6 担当部署  
財政局税務部管理課（システムグループ）（電話：06-6208-7778）